

支払情報 WEB 通知サービス 仕様書

1 サービス名

支払情報 WEB 通知サービス（以下「サービス」という。）

2 利用目的

債権者の利便性向上およびコスト削減等の観点により、債権者に対する支払明細の通知について、現行のハガキ郵送による通知から、WEB 掲載による通知への手法変更を行うにあたり、サービスを利用するもの。

3 利用期間

- (1) システム設定期間：契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日まで
- (2) サービス運用期間：令和 8 年 3 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 サービス内容

支払情報 WEB 通知サービスの開始前設定から、口座振込通知書確認画面の公開までに必要な一連のサービスの提供。

- (1) システムの設定
- (2) 設定パラメータの提案・作成
- (3) サイトの公開
- (4) サービス利用支援（管理者に対する研修）
- (5) サービス提供にかかる保守

5 システム設定の詳細

(1) システムの基本機能

- ア 全ての機能について、インターネットを経由し、インターネットブラウザソフトを使用して利用が可能であること。
- イ システムを構築するサーバーは、受注者で用意すること。なお、レンタル（ASP）方式も可能とする。
- ウ CSV ファイルのアップロードにおける通信においては、TLS 暗号化通信が行えること。
- エ 債権者によるスマートフォンからの閲覧においても支障のないページあること。ただし PDF ファイルの閲覧に必要なソフトウェアは債権者が用意している事を前提とする。
- オ 各 CSV ファイルには機種依存文字等の特殊な文字は無いものとする。

(2) 管理者及び利用者の環境

- ア 端末側にインターネットブラウザ以外の特別なプログラムの導入を必要としな

いこと。

- イ Microsoft Edge 及び Google Chrome の最新バージョンでの利用を想定し、システムの構築を行うこと。

(3) ライセンス数および容量等

- ア 管理者 ID 数は 1 を標準とする。
- イ 支払情報検索を行う債権者数は約 5000 を基準とする。
- ウ 月間の通知件数は約 2500 を基準とする。

(4) システム要求機能

■管理者機能

- ① 財務会計システムから抽出しアップロードされた支払情報ファイルのデータは 24 か月分蓄積され、24 か月経過後は自動で削除されること。
- ② 財務会計システムから出力した債権者データ (csv 形式) を一括登録更新できること。
- ③ 債権者登録時に初期パスワードを付与できること。
- ④ 債権者情報は 1 件ごとに修正、追加、削除が行えること。
- ⑤ 初期に配布するパスワードは初回ログイン時に強制的にパスワード変更が行えること。
- ⑥ 債権者がパスワードを紛失した場合など、管理者側で任意のパスワードへの変更が行えること。
- ⑦ 債権者によるログイン失敗時のアカウント凍結を解除できること。
- ⑧ 管理者は財務会計システムから抽出した支払情報データ (csv 形式) を一括してアップロードし公開できること。
- ⑨ 管理者は支払情報を一括アップロードした際に債権者情報が登録されていない支払情報データがあった場合は、登録できていない債権者の情報を確認できる CSV をダウンロードできること。また、その CSV を調整して債権者情報の登録に利用できること。
- ⑩ 管理者は債権者が通知書を確認する画面を管理画面から同時に確認できること。
- ⑪ 支払情報が公開されたタイミングでメールでの通知を希望する債権者に、指定されたメールアドレス宛てにメールでの通知が行えること。
- ⑫ 一旦一括登録した支払情報について、管理画面から個別の支払情報の削除が行えること。
- ⑬ 公開される支払情報にて、振込先口座番号は上 4 桁まで数字で表示され、それ以下の数字は「*」表示されること。
- ⑭ 管理者は、特定の日付また債権者を指定し、システムの操作ログ (csv 形式) をダウンロードできること。

■債権者機能

- ① 債権者は ID とパスワードの入力により、24 か月前までの振込通知書データを確認できること。
- ② メールアドレスを登録することにより、支払情報が更新されたメールが受け取れること。
- ③ メールアドレスを登録しなくても、支払情報を閲覧できること。
- ④ ログイン画面からパスワードの初期化が行えること。
- ⑤ パスワードの変更がいつでも行えること。
- ⑥ ログインを複数回（標準 5 回）失敗した場合、自動的にアカウントを凍結できること。

(5) サービス利用にかかる支援

サービスの利用および管理を適切に行うことができるよう、管理者の操作方法をまとめたマニュアルを作成し、管理者の操作説明を守山市役所にて 1 回実施すること。本業務に係る打合せや定例会は守山市役所にて行うこと。

6 サービスの保守

(1) データセンターの環境について

サーバーについては ISMAP クラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスを利用すること。

(2) 情報セキュリティについて

ア ファイアウォール、不正侵入検知システム等の設置など、十分なセキュリティ対策を講じること。

イ 債権者の口座情報、住所、連絡先、メールアドレス、振込金額など、データベースに保存される企業情報の管理は厳重に行うこと。

ウ 企業情報の入力画面や、各 ID でのログイン後のデータ処理については、すべて SSL 通信で行うものとする。なお、契約期間中に TLS 暗号化通信が利用できるよう、TLS サーバー証明書の取得及びサーバーの設定を行うこと。

エ 企業情報の保護や、データ改ざん防止等について十分配慮すること。

(3) サービスレベルおよび障害発生時の対応について

ア サービスは原則 24 時間 365 日稼働させるよう維持管理を行い、年間を通じた平均稼働率は 99.5%以上とすること。なお、システムの停止が伴うセキュリティアップデートなどのメンテナンス作業については原則、作業の実施の 2 週間前に発注者に通知し了解を得るものとし、これに伴うシステムの停止は稼働率の算出には含まない。

イ システムに障害等が発生した場合は、迅速に対応すること。

ウ システム利用終了時に、当システムのデータを、移行がスムーズに行える汎用性のあるデータ形式で管理者または管理者が指定する事業者に提供すること。データ移行の作業は、受注者の負担により行うものとする。

7 その他

(1) 秘密の保持

本業務で知り得た事項を外部へ漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(2) 遵守すべき法令等

本業務の受注者は、法令ならびに守山市の条例、規則および規定等を遵守し、業務を実施しなければならない。

(3) 疑義

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議の上決定するものとする。